

令和 7年(2025年) 4月22日

姫路市農業委員会 様

姫路市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 小川 一茂

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和6年11月15日付け姫農委第R6—14号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「令和6年7月31日付け姫農委第R6—10号により開示を受けた保有個人情報」の訂正をしない旨の決定に対する審査請求についての諮問

答 申

**第1 審査会の結論**

姫路市農業委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年9月13日付けで行った、保有個人情報（審査請求人が令和6年7月31日付け姫農委第R6—10号により開示を受けたもの）を訂正しない旨の決定は妥当である。

**第2 事案の経過**

1 開示請求

審査請求人は、実施機関に提出された令和〇年〇月〇日付け「〇〇許可申請」（以下「本件許可申請」という。）の対象となった〇〇で、本件許可申請の手續に係る文書に記録されている自己の情報の開示請求を行った。

2 訂正請求

審査請求人は、令和6年8月19日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第91条第1項の規定に基づき、「令和6年7月31日付け姫農委第R6—10号により開示を受けた1 第〇回姫路市農業委員会総会議事録（以下「本件文書1」という。）、2 第〇回姫路市農業委員会総会議事録（以下「本件文書2」という。）、3 〇〇の許可申請に係る意見書（以下「本件文書3」という。）、4 議案第〇号〇〇の許可申請に係る資料（以下「本件文書4」という。）、5 〇〇の許可申請書（以下「本件文書5」という。）」について保有個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

3 文書の内容

(1) 本件文書1

令和〇年〇月〇日に開催され、本件許可申請の審議を行い、実施機関の意見を決定した農業委員会総会（以下「総会」という。）の議事録。

(2) 本件文書2

令和〇年〇月〇日に開催され、令和〇年〇月〇日付けの兵庫県知事の本件許可申請に対する行政処分（〇〇）について報告を行った総会の議事録。

(3) 本件文書3

決定権者である兵庫県知事あての、本件許可申請に対し実施機関の意見を付すことを目的として作成したもの。

(4) 本件文書4

本件許可申請に係る審議を行った総会（第〇回：令和〇年〇月〇日に開催）において使用された会議資料で、本件許可申請の申請書及び審査請求人から当時提供を

受けた資料に基づき実施機関が作成したもの。

(5) 本件文書5

〇〇からの、農地法（昭和27年法律第229号）に定める〇〇について許可を求める兵庫県知事あての申請の内容が記載されたもの。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件訂正請求に対し、令和6年9月13日付けで次のとおり決定した。

- (1) 本件文書1及び本件文書2に記録された情報は、総会における会議の内容、審議経過、議決事項などを記録した情報であり、当該総会の出席者が当該内容の発言をしたという事実において誤りがなく、訂正請求に理由があると認められないため訂正できない（以下「本件処分1」という。）。
- (2) 本件文書3、本件文書4及び本件文書5に記録された情報の利用目的は、本件許可申請に係る手続であるが、本件訂正請求があった時点で、当該許可申請は、既に兵庫県知事による決定がなされ手続は完了している。手続完了後は、許可申請当時の記録として保存することが利用目的となるため、許可申請当時の審査に供されたままの状態、内容で保有することが必要なものとなる。

以上から、事実と異なる点があったとしても、当該利用目的の達成に必要な範囲を超えるため、訂正できない（以下「本件処分2」という。）。

5 審査請求

審査請求人は、実施機関に対し、令和6年9月25日付けで、訂正をしないこととした理由について疑義があるとして審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

6 諮問

実施機関は、令和6年11月15日付けで、姫路市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、本件審査請求について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

実施機関が行った本件処分1及び本件処分2の理由について疑義があるため、当該処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 公正な審議がされておらず、事実（真実）と異なる内容が発言及び記述され、個人の名誉毀損や社会的不利益を伴う記録となっており、議事録として適正を欠く。訂正請求の趣旨については、どの部分について、どのような内容の訂正を求めるのかを明確に記載するよう求められたが、当該議事録は著しく適正を欠いており、部分的な内容訂正は不可能である。

- (2) 当該議事録は、〇〇〇〇の事実関係を把握し審議したものとは言えない。
- (3) 申請当時の〇〇申請に係る書類において「内容が事実でない」ことから訂正請求したものである。過去の事実を記録することが利用目的であり訂正しないとするならば、実施機関の職務怠慢・不作為があったと思料され、結果としてこのような議事録となったことについて責任ある対処を求める。
- (4) 〇〇〇〇となっていることを認知しながら、申請者に対して補正・訂正などを求めず利用目的の達成に必要な範囲を超えるため訂正できないには納得できない。
- (5) 〇〇申請がなされ、〇〇に付度したと思われる実施機関による杜撰な事務処理が行われたが、〇〇により、〇〇はこの行政処分についてはやむを得ないとした。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分1について

議事録は、会議の内容、審議経過、議決事項などを記録した文書であり、当該議事録に記録された情報については、当該総会において、出席者が当該内容の発言をしたという事実において誤りがなく、訂正請求に理由がない。

##### 2 本件処分2について

本件文書3、本件文書4及び本件文書5に記録された保有個人情報の利用目的は、本件許可申請についての手続であるが、本件許可申請に対しては令和〇年〇月〇日付けで既に兵庫県知事による決定がなされており、本件訂正請求があった時点で当該手続は完了している。手続完了後は、許可申請当時の記録として保存することが利用目的となることから、許可申請当時の審査に供されたままの状態、内容で保有することが必要となる。

以上から、事実と異なる点があったとしても、本件文書3、本件文書4及び本件文書5に記録された保有個人情報の訂正は、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるため、訂正することはできない。

- 3 本件処分1及び本件処分2は法に従って判断しており、適正であり、原処分維持が適当である。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件許可申請手続の概要

本件許可申請の手続については、農地法等により、申請書は実施機関を経由し都道府県知事に提出しなければならず、当該申請書の提出があったときは、実施機関はこれに意見を付して都道府県知事に送付しなければならないとされている。

そのため、本件許可申請においては、当該許可申請の申請者が兵庫県知事の許可を受けるために申請書（正副）を作成し実施機関へ提出したため、実施機関は本件文書5を

保有した。次に、実施機関は本件文書 4 を作成し、これを用いた総会の審議を経て当該申請書（正）に添付するため本件文書 3 を作成した。あわせて、当該総会の審議過程の記録として、実施機関は本件文書 1 を作成した。

数か月後、本件許可申請に対する兵庫県知事の決定処分がなされたこと等の報告を総会で行った記録として、実施機関は本件文書 2 を作成した。

## 2 本件訂正請求

審査請求人は、本件許可申請の手續自体が事実と異なる内容に基づいて行われ適正を欠いており、当該手續の過程で作成された本件文書 1 から本件文書 5 についても適正ではないと主張している。そのため、ここに記録されている自己の情報が、事実と異なる内容で保有され、審査請求人とその関係者に不利益を発生させるおそれがあることを懸念し訂正（削除を含む）を求めている。

審査会は、法に基づく開示決定等の処分に係る審査請求につき、実施機関からの諮問に基づいて当該処分の違法性や妥当性について調査審議を行う機関であるため、本件処分 1 において訂正しないとされた情報（以下「本件不訂正情報 1」という。）及び本件処分 2 において訂正しないとされた情報（以下「本件不訂正情報 2」という。）が、法に照らし訂正すべき情報であるかについて審査する。

## 3 保有個人情報の訂正義務

法第 90 条第 1 項は、「何人も自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。」と規定し、法第 92 条で、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

訂正請求に理由があると認められる場合とは、保有個人情報の内容が事実ではないことが判明した場合をいい、保有個人情報の内容が事実であることが判明した場合又は事実であるか判明しなかった場合は、訂正請求に理由があると認められず不訂正の決定を行う。

次に、理由があると認められる場合には、当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する又は訂正しないのいずれかを判断する。すなわち、保有個人情報の内容が事実ではないことが判明した場合であっても、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて訂正することはできない。

以下、本件不訂正情報 1 及び本件不訂正情報 2 について、次のとおり判断する。

### (1) 本件不訂正情報 1

本件文書 1 及び本件文書 2 は、議事録として当該総会の審議内容、審議経過及び議決事項等を、当日の出席者が現に発言した内容により構成し作成したものであり、仮

に出席者の発言の内容が事実ではない、虚偽のものであったとしても、当該内容の発言をしたという点においての事実は明らかで誤りはないため、訂正請求に理由があると認められない。しかし、審査請求人は、本件文書1及び本件文書2における自己の情報の内容が事実と異なると主張しているため、仮に事実ではないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合であったことも想定し、念のため次のとおり判断する。

本件不訂正情報1は、当日の出席者が現に発言した内容をもとに、当該総会の審議内容、審議経過及び議決事項等を記録及び保存することを目的としている。すなわち仮に事実ではない情報が含まれているとしても、当時の実際の審議内容、審議経過及び議決事項をそのままの状態で作成、保存されたままの状態とする必要がある。

このような利用目的から考えると、仮に事実ではないことが判明したとしても、これを理由に訂正に応じることは、本件不訂正情報1の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると言わざるを得ない。

## (2) 本件不訂正情報2

本件文書3、本件文書4及び本件文書5は、本件許可申請の申請過程を記録した文書であり、現に本件不訂正情報2を用いた申請が行われたという点においての事実は明らかであり、本件不訂正情報1と同様に、訂正請求に理由があると認められない。しかし、審査請求人は、本件許可申請における自己の情報の内容が事実と異なると主張しているため、仮に事実ではないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合であったことも想定し、次のとおり判断する。

本件不訂正情報2は、本件許可申請の決定処分に至るまでの審査において利用することを目的としており、審査に係る申請とは、本件許可申請の申請書の提出から決定権者である兵庫県知事への実施機関の意見書等の送付である。送付後は、兵庫県知事により、本件許可申請に係る審査及び判断がなされ、本件許可申請に係る決定は、本件訂正請求時には既に完了している。このため、本件訂正請求があった時点では、本件許可申請に係る審査及び判断に係る本件不訂正情報2の利用目的は達成されているといえることができる。

さらに、本件許可申請に係る申請完了後においては、当該不訂正情報は、当該申請当時の状況等の確認及び申請過程がわかるように保存する必要がある。すなわち、当該不訂正情報は、仮に事実ではない情報が含まれているとしても、当時の実際の申請記録として、そのままの状態で作成、保存されたままの状態とする必要がある。

そのため、本件許可申請においては、実施機関が兵庫県知事へ提出した意見書を作成した経緯が説明できるよう、また、兵庫県の審査及び調査の段階で本件許可申請の

申請内容に〇〇されることとなった経緯等が確認できるよう、実施機関の保有する本件許可申請に係る情報は、当時のままの状態とする必要がある。

手続後のこのような利用目的から考えると、仮に事実ではないことが判明したとしても、これを理由に訂正に応じることは、本件不訂正情報 2 の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると言わざるを得ない。

## 第 6 結論

以上により、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

なお、審査請求人は様々主張しているが、審査会は、法に基づく開示決定等の処分に係る審査請求につき、実施機関からの諮問に基づいて当該処分の違法性や妥当性について調査審議を行う機関であるため、法の訂正請求に係る規定のみに基づいて判断した。

## 審 査 の 経 過

年 月 日	審査会	経過
令和6年11月15日	—	諮問書提出
令和7年1月20日	令和6年度第8回審査会	諮問説明（実施機関） 口頭意見陳述（実施機関） 審議
令和7年2月14日	令和6年度第9回審査会	審議
令和7年3月21日	令和6年度第10回審査会	審議
令和7年4月22日	—	答申